

令和6年8月20日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和6年8月20日(火) ~ 令和6年9月19日(木)						
場所	—						
内容	<p>諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td>指名停止業者</td><td>【登録部門:測量・建設コンサルタント】 一般社団法人 長崎県林業コンサルタント 会長 津田 隆信 長崎県諫早市貝津町1122番地6</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>1か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td>諫早市発注の轟地区治山施設測量設計業務において、令和6年1月11日、直高27m勾配75度の急崖上部の横断測量中、安全管理措置の不適切により1次下請業者の作業員が足を滑らせ急崖下部まで転落し、6か月の休業を要する負傷事故を起こしたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第1第6号(安全管理措置の不適切により生じた工事係者事故)」該当</td></tr></table>	指名停止業者	【登録部門:測量・建設コンサルタント】 一般社団法人 長崎県林業コンサルタント 会長 津田 隆信 長崎県諫早市貝津町1122番地6	指名停止期間	1か月	指名停止の理由	諫早市発注の轟地区治山施設測量設計業務において、令和6年1月11日、直高27m勾配75度の急崖上部の横断測量中、安全管理措置の不適切により1次下請業者の作業員が足を滑らせ急崖下部まで転落し、6か月の休業を要する負傷事故を起こしたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第1第6号(安全管理措置の不適切により生じた工事係者事故)」該当
指名停止業者	【登録部門:測量・建設コンサルタント】 一般社団法人 長崎県林業コンサルタント 会長 津田 隆信 長崎県諫早市貝津町1122番地6						
指名停止期間	1か月						
指名停止の理由	諫早市発注の轟地区治山施設測量設計業務において、令和6年1月11日、直高27m勾配75度の急崖上部の横断測量中、安全管理措置の不適切により1次下請業者の作業員が足を滑らせ急崖下部まで転落し、6か月の休業を要する負傷事故を起こしたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第1第6号(安全管理措置の不適切により生じた工事係者事故)」該当						
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:今泉、靄田 電話番号:0957-22-1500(内線3682) E-mail: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp						
担当課	同上						
備考 (記事解禁日等)							